

令和 5 年最低賃金に関する基礎調査の概要

1. 調査の目的

中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資することを目的として、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査として実施するものである。

2. 調査対象の範囲

（１）地域別範囲

全国

（２）属性的範囲

日本標準産業分類に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、（ア）及び（イ）の産業については常用労働者 100 人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については常用労働者 30 人未満を雇用している事業所。

ただし、次の産業以外の産業において特定最低賃金が設定されており、当該特定最低賃金の審議に必要な場合は、次の産業以外の産業であっても調査の対象とした。また、特定最低賃金が設定されている産業が、常用労働者 30 人若しくは 100 人以上を雇用している事業所が多くを占めており、特定最低賃金の審議に必要な場合は、30 人若しくは 100 人以上を雇用している事業所も調査の対象とした。

（ア）製造業(E)

（イ）情報通信業(G)のうち新聞業(G413)及び出版業(G414)

（ウ）卸売業、小売業(I)

（エ）学術研究、専門・技術サービス業(L)

（オ）宿泊業、飲食サービス業(M)

（カ）生活関連サービス業、娯楽業(N)

（キ）医療、福祉(P)

（ク）サービス業（他に分類されないもの）(R)

3. 調査事業所

（１）数

98,442 事業所

（２）選定の方法

事業所母集団データベース（令和 3 年次フレーム（速報））を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別に層化無作為抽出により選定した。目標精度は、影響率（※）について設定し、都道府県別の標準誤差を地域別最低賃金の審議のために調査が必要な事業所については 0.7%以内、特定最低賃金の審議のために調査が必要な事業所については 1.0%以内と定めた。

※ 最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合

調査事業所数	標本事業所数	回収率
98,442	49,844	50.6%

4. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

（１）事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和 5 年 6 月 1 日現在〕

ロ 事業所の労働者数〔令和 5 年 6 月 1 日現在〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数、職種又は仕事の内容〔令和5年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和5年6月分〕
- ハ 基本給額（見込額）〔令和5年6月分〕
- ニ 精皆手当、通勤手当、家族手当、その他の手当（各見込額）〔令和5年6月分〕
- ホ 月間所定労働日数〔令和5年6月分〕
- ヘ 1日の所定労働時間数〔令和5年6月分〕

5. 調査方法

（配布）厚生労働省労働基準局が委託する民間事業者から調査事業所あてに郵送。

（回収）調査事業所から都道府県労働局あてに郵送又は政府統計共同利用システムを利用したオンライン報告。

6. 調査期間

令和5年5月9日～6月7日

7. 調査結果の公表

(1) 公表方法

厚生労働省ホームページ及びe-Statに集計表を公表。

(2) 集計方法

都道府県（地域）別、産業別、事業所規模別の標本労働者数を、事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（速報））に基づく母集団労働者数に復元した上で集計。

特定最低賃金の審議のための調査にかかる集計においては、当該特定最低賃金が適用される労働者属性に限って集計する。

8. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「計」等と表章している数値と一致しない場合がある。
- (3) 第1表及び第2表では、時間当たり所定内賃金額が表側に設定した金額以下の累積労働者数や累積労働者の割合を掲載している。なお、1,500円以上の金額については設定していない。
- (4) 特定最低賃金の審議のための調査にかかる集計表における「最低賃金件名」は、調査実施時点における各特定最低賃金の件名を記載している。ただし、調査実施年度に新たな特定最低賃金の決定の申出が見込まれる場合のために調査した産業については、日本標準産業分類の分類項目名に則り記載している。
- (5) 表章記号の規約
 - (ア) 「(0.0)」は、割合が0.05未満であることを示す。
 - (イ) 「X」は、秘匿措置を講ずる場合を示す。
 - (ウ) 空欄は、該当する数値がないことを示す。

9. 集計表中の「★1」及び「★2」の記号が付された欄の解説

- ★1 令和5年度の最低賃金額の改正前に、最低賃金額を下回っている賃金階級の中で、最も高いものであることを表す。
- ★2 令和5年度の最低賃金額の改正後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる賃金階級の中で、最も高いものであることを表す。